

平成31年3月13日

障害者関係団体・支援機関の長 様

広島県健康福祉局子育て・少子化対策課長
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)

旧優生保護法について（依頼）

県の保健行政の推進につきましては、日頃から御協力をいただき厚くお礼を申し上げます。
さて、旧優生保護法下で行われた不妊手術については、平成30年3月以降、国会の与党ワーキングチーム及び超党派の議員連盟による議論が行われ、12月には「旧優生保護法に基づく優生手術を受けた者に対する一時金の支給等に関する立法措置について（基本方針案）」が了承されるとともに、現在、議員立法による法案提出を目指すこととされています。
については、今後、皆様には該当すると思われる障害者に対して、請求方法等の周知について御協力をお願いしたいと考えていますので宜しく申し上げます。
なお、県では下記のとおり相談窓口を設置しておりますので、あわせて周知等申し上げます。

【専用電話番号】

082-227-1040

【受付時間】

月曜日から金曜日の8時30分から17時15分
(祝・祭日、年末年始は除く。)

※電話のほか、担当課に設置しているファクスや電子メール等でのご相談も可能です。

- ・ファクシミリ : 082-502-3674
- ・電子メール : fukosodate@pref.hiroshima.lg.jp